

令和8年5月29日  
港湾局  
参事官（技術監理・情報化）室

港湾施設の利用可否判断に係るガイドラインを改訂しました  
～迅速な利用可否判断に向け、数値解析の考え方及び検討項目の具体例を追加～

国土交通省港湾局は、「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」を改訂し、発災直後における港湾施設の利用可否判断を定量的に行うために必要となる「事前の数値解析」に必要な考え方と検討項目の具体例などを追加しました。

令和6年能登半島地震においては、発災直後に、緊急物資の輸送等の支援活動に向けて、港湾施設の利用可否判断が求められました。その際、港湾施設の利用可否を迅速に判断するためには、事前の準備等が重要であることが確認されました。

この教訓を踏まえ、令和6年7月に示された交通政策審議会答申では、海上支援ネットワークの形成のための防災拠点の確保に取り組むべきとされ、防災拠点においては、発災後速やかな支援船等の利用を想定した岸壁等の迅速な施設点検及び利用可否の判断に取り組むべきとされました。

これを受け、国土交通省港湾局は、被災した港湾施設の利用可否を迅速に判断する上で有効となる事前準備の内容や港湾施設の利用可否判断に関する基本事項をとりまとめた「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」を令和7年4月に公表したところです。

今般、「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」を改訂し、海上支援ネットワークにおける支援・受援のためのふ頭を構成する係留施設について、数値解析を実施する際の参考とするため「事前の数値解析」に必要な考え方と検討項目の具体例などを追加しました。

※ガイドライン改訂の概要は別紙参照

- 「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」は、国土交通省ホームページ  
([https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk5\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000018.html)) より入手可能です。

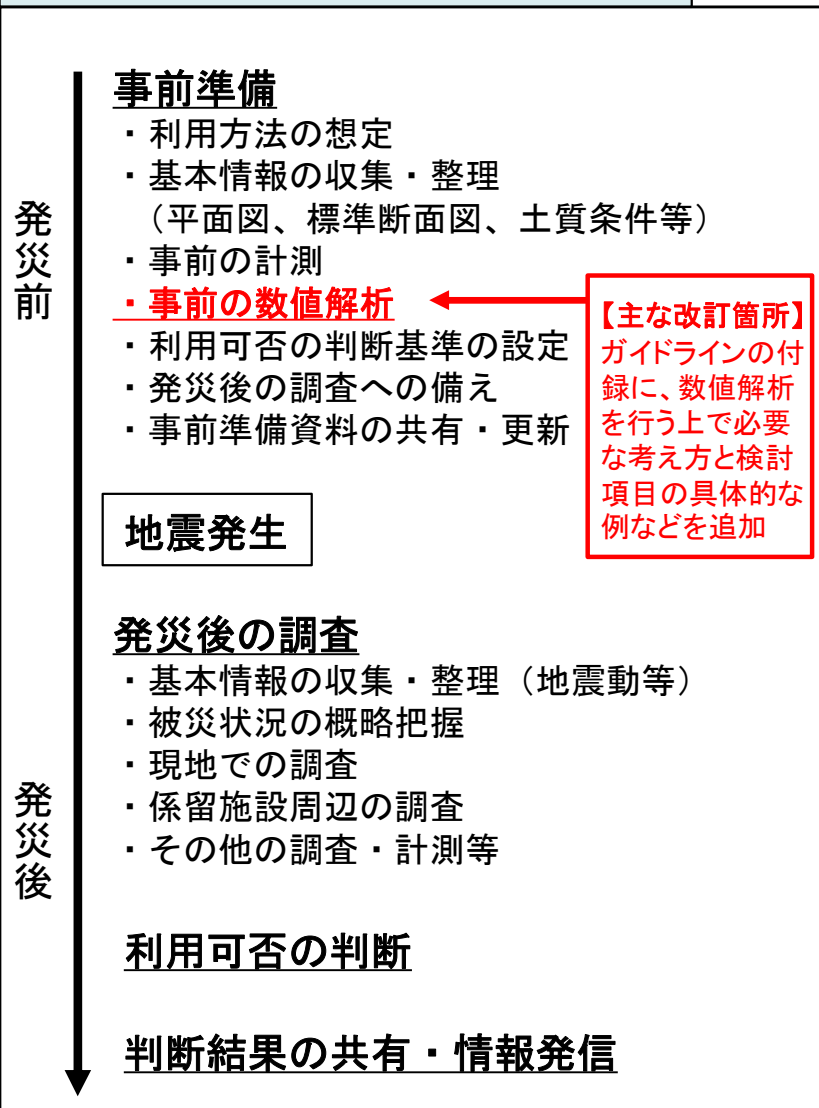
<問合せ先>

港湾局参事官（技術監理・情報化）室 上原、村上、佐々木

代表：03-5253-8111（内線 46613、46632、46614）、直通：03-5253-8681

- 令和6年能登半島地震での教訓を踏まえ、港湾施設の利用可否判断に関するポイント等を取りまとめた「港湾施設の利用可否判断に係るガイドライン」を令和7年4月に公表。
- 令和8年5月に、利用可否の判断で求められる事前の数値解析を行う上で必要な考え方と検討項目の具体的な例などを追加しガイドラインを改訂した。

## 利用可否判断に関する全体フロー

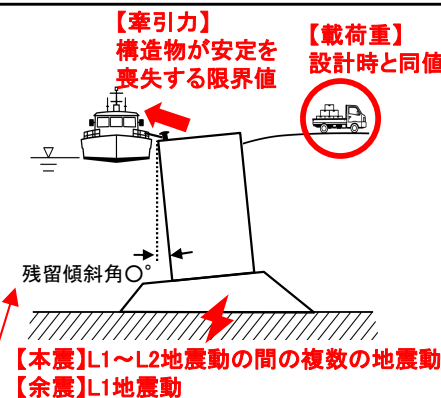


## 主な追加内容 (事前の数値解析における検討項目の例)

### ①作用の設定に関する考え方

本震・余震の地震動や地震後の施設の利用を想定した載荷重、船舶の牽引力などの作用の設定に関する考え方を例示

### 作用および判断基準の設定例のイメージ



### ②利用可否の判断基準の設定に関する考え方

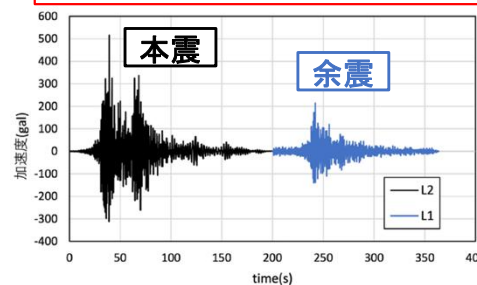
利用可否の判断にあたり確認する項目と、施設の利用が可能となる条件の考え方を例示

確認する項目: 壁体(ケーソン)の安定性  
施設の利用が可能となる条件: ケーソンが滑動/転倒しない

### ③数値解析の考え方

地震応答解析における余震の考え方を例示

**【地震応答解析上の余震の考え方】**  
本震と余震を一連の地震動として設定



### ④結果の整理方法

地震動と残留傾斜角の関係図や、残留傾斜角と牽引力の上限値の関係図などを例示

**【残留傾斜角と牽引力の上限値の関係図】**  
残留傾斜角に応じた利用可能な船舶の牽引力の上限値を整理

